

訂正審判請求書の作成要領

1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上6cm、左右及び下に各々2cmをとり、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。
- (3) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- (5) 軽微な訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押してください。
- (6) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。

2. 手数料について

昭和63年1月1日以降の特許及び実用新案出願については、1件につき49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額、昭和62年12月31日以前の特許出願については、1件につき27,500円に、1発明につき27,500円を加えた額、実用新案出願については、55,000円相当額の特許印紙を貼付してください。

3. 請求期間

- (1) 特許異議の申立て、又は特許法第123条第1項の審判（特許の無効の審判）が特許庁に係属している場合を除きいつでも請求することができます（特第126条第2項）。
- (2) 特許権又は実用新案権の消滅後においても請求することができます。ただし、特許（登録）の無効の審判により無効にされた後は、請求することができません（特第126条第6項、旧実第39条第4項）。

4. 審判事件の表示

「特許第何号訂正審判事件」のように記載してください。

5. 請求人

請求人になり得る者は、特許（実用新案）権者です。

特許（実用新案）権の共有者が、その共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が「請求人」として、各人の住所（居所）及び氏名（名称）、法人にあっては代表者を記載しなければなりません。

また、訂正の審判をしようとする特許（実用新案）権に、専用実施権者、質権者、職務発明に基づく通常実施権者、許諾による通常実施権者があるときには、これらの者の承諾を得なければ、特許（実用新案）権者は、訂正の審判を請求することができません（特第127条）。承諾書は審判請求書に添付してください。
住所（居所）及び（名称）

登録原簿上の権利者の住所（居所）及び氏名（名称）を正確に記載します。

また、法人の場合はその代表者の氏名も記載します（代理人による場合は代表者の氏名の記載は不要）。その他は「拒絶査定に対する審判」と同じです。

6．請求の趣旨

「特許第何号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付の訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載します。

7．請求の理由

訂正する個所について詳しく記載します。

「請求の理由」の書き方を参照してください。

8．証拠方法

証拠方法の欄には、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載します。注意事項としては、多数の刊行物を合わせて一つの事実を立証しようとする場合には、部分と全体の関係を明白にする必要があります。原本が特許庁にあるものについては謄本（正副）を提出して原本について特許庁のものを援用することが取扱上許されています。他人の所有に係るものは、提出命令や検証によることができます。

9．添付書類又は添付物件の目録

訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を必ず審判請求書に添付しなければなりません（特第131条第3項）。

また、審判請求書の審理用の副本一通を提出しなければなりません（特施規第50条の4）。

(1)委任状1通、(2)審判請求書副本1通、(3)承諾書1通、(4)訂正明細書（または図面）正副各1通、のように記載します。